



徳島県ひとり親家庭等 生活支援給付金のご案内

物価高騰に直面するひとり親家庭に対する生活支援のため、
給付金の支給を実施します！

1. 支給対象者

■ 次の①～②のいずれかに該当する方

- ① 令和7年2月分の児童扶養手当受給者の方
- ② 令和7年3月分の児童扶養手当新規認定者の方

- ※ 上記に該当する場合でも、ひとり親家庭への生活支援給付金の支給を既に受けている（または支給が決定している）場合は、**本給付金の対象となりません。**
- ※ 現況届やその他必要書類未提出等を理由に2月分（3月11日）の支給を受けていない方は**本給付金の対象となりません。**

2. 支給額

児童扶養手当の対象児童1人当たり一律 **2万円**

■ 支給手続きについては裏面に掲載しています。必ずご確認ください。

■ お問い合わせ先
徳島県こども未来部青少年・こども家庭課
ひとり親家庭等支援担当

Mail : seisyounenkodomokateika@pref.tokushima.lg.jp

TEL:088-621-2707 （受付時間：平日8:30～17:15）

FAX:[088-621-2843](tel:088-621-2843)

※ 本案内裏面の「4. 給付についてのQ & A」をお読みいただき、緊急の場合を除きお問い合わせについてはメールかFAXにてお願いいたします。

3. 給付金の支給手続き

- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶ 児童扶養手当の支給に使用する口座に振り込みます。

【ご注意ください】

- ※ 給付金の支給を希望しない場合は、受給拒否届出書を提出してください。
- ※ 児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

上記の手続きは令和7年4月11日までに行ってください。

4. 給付金についての Q&A

Q 1. 給付金はいつ振り込まれますか？

A. 支給要件の確認等ができ次第、令和7年4月～5月までに支給を行います。

Q 2. 児童扶養手当の令和7年2月分が全額支給停止または差し止めになっている場合は支給対象となりませんか？

A. 支給の対象とはなりません。

また、現況届等の必要書類の未提出を理由に2月分（3月11日支給の）手当が差し止めとなっている方についても給付金の支給対象とはなりませんのでご承知おきください。

Q 3. 「ひとり親家庭への生活支援給付金の支給を既に受けている場合」とはどのような場合ですか？

A. 他自治体から転入された方などで、児童扶養手当の受給者が対象の生活支援を目的とした給付金を他自治体からすでに受給（または受給が決定）している場合などを指します。

Q 4. 「受給拒否届出書」はどこに提出すれば良いですか？また、口座の変更はどこで行えば良いですか？

A. 受給拒否届出書は県の各福祉事務所の児童扶養手当担当窓口（※）に届け出てください。
また、児童扶養手当の受給用口座の変更については、お住まいの町村役場の児童扶養手当担当窓口にお問い合わせください。

※県の各福祉事務所の児童扶養手当担当窓口

名 称	所 在 地	電話番号	担当地区
東部保健福祉局（徳島庁舎）	〒770-0855 徳島市新蔵町1丁目67	(088)626-8718	勝浦郡、名東郡、名西郡、板野郡
南部総合県民局（美波庁舎）	〒779-2305 海部郡美波町奥河内字弁才天17-1	(0884)74-7368	那賀郡、海部郡
西部総合県民局（三好庁舎）	〒778-0002 三好市池田町マチ2415	(0883)76-0413	美馬郡、三好郡

○詳しくは県ホームページをご確認ください。

徳島県 ひとり親 生活支援給付金

検索